

第四十六回国会
衆議院

運輸委員會會議錄 第九号

昭和三十九年二月二十一日(金曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事有田 喜一君 理事關谷 勝利君

理事塚原 俊郎君 理事西村 直己君

理事山田 彌一君 理事久保 三郎君

理事田中織之進君 理事肥田 次郎君

木村 俊夫君 進藤 一馬君

壽原 正一君 高橋清一郎君

中馬 辰猪君 西村 英一君

細田 吉藏君 増田甲子七君

野間千代三君 山口丈太郎君

内海 清君

出席國務大臣

運輸大臣 綾部健太郎君

出席政府委員

運輸事務官 木村 睦男君

(自動車局長)

委員外の出席者 小西 真一君

専門員

委員五島虎雄君辞任につき、その補

欠として五島虎雄君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員五島虎雄君辞任につき、その補

欠として勝澤芳雄君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辞任につき、その

補欠として伊藤卯四郎君が議長の名

で委員に選任された。

同日

委員佐々木良作君辞任につき、その

補欠として伊藤卯四郎君が議長の名

で委員に選任された。

同日
委員伊藤卯四郎君辞任につき、その補欠として佐々木良作君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

○川野委員長 これより會議を開きます。

道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、政府当局より本案について補足説明をいたしたい旨申し出が有りますので、これを許します。木村自動車局長。

○木村(陸)政府委員 過日提案理由の説明を大臣から申し上げたわけでございますが、補足的に少し詳細に申し上げます。

御承知のように、近年自動車の増加は非常に著しいものがござります。今日、いまま手元に配付させていただきました資料をごらんいただきまして、おわかりのように、関係資料の一番下の「自動車の推移」というところで増加の傾向を示しておりますが、昭和三十四年度末に、軽自動車全部含めまして二百九十万台のものが、四年後の昭和三十八年度末に、本年年度末には二倍以上の六百四十六万台というふうなふえ

てまいっております。この推移で十年

後を想定いたしますと、昭和四十四年度当初におきましては、千二百万台にもなろうかというふうな見込みでござ

います。このような自動車の増加に伴

いまして、自動車の検査及び登録の事

務がこれに並行いたしまして著しく増

加の一途をたどるということは明瞭で

ございます。しかし、このようにふえ

てまいります業務量に必要な施設、要

員は、この急激な自動車の伸びに対応

いたしまして、これをまかなうだけの

ことが現在までできておりません。し

たがいまして、迅速、的確な処理も逐

次困難となつてまいっております。し

たがいまして、検査を受ける者、登録

の申請をする者の時間待ち、あるいは

検査場の狭隘による検査実施の渋滞

等、各種の支障を生じておる状況で

ございます。この際、この自動車の増加

に対応いたしまして、検査の施設など

の整備をはかるために自動車の検査手

数料の額を改定いたすことにいたしま

して、三億二千七百万円を計上してお

ります。車検場につきましては、一カ

所を新設、車検場の九カ所を拡張する

という予定を立てております。これは

昭和三十八年度、今年度の施設整備費

の一億四千万円に比べますという、二

倍強の増額となっております。この第

二でござります。しかも、従来からお

むねこれらの手数料収入に見合う車検

登録の業務の歳出が行なわれて

はおりまして、年によりまし

ては、それより下回ったような予算に

がまんせざるを得なかったものでござ

います。今回、自動車検査登録の特別

會計を設置いたすことにしております

ので、特別會計になりますと、検査登

録の業務に關しまする経理を明確にし

ることができま。そして、検査登録

の手数料の収入は、直接これらの業務

の経費にそのまゝ、一文もよそに回さ

ないで、充当することができるといふ

ことになりま。本改定の効果は

きわめて期待できるものでございま

して、われわれは今後の車検登録の整備

の充実、あるいは要員の確保等にも大

いに希望を持てる次第でござります。

次に、この改正案におきまして、検

査手数料の限度額の改定のほか、も

う一件、この検査登録に關する手数料

の納付につきまして、特別會計になり

ました関係上、現在一般の収入印紙

をもって納付いたしておりますが、特

別會計とともに、自動車の検査登録用

の特別の印紙をもって納付するものと

いたすわけであります。これは先ほど

第一類第十号 運輸委員會會議錄第九号

昭和三十九年二月二十一日

第一類第十号

運輸委員會會議錄第九号

昭和三十九年二月二十一日

第一類第十号

運輸委員會會議錄第九号

申し上げましたように、自動車検査登録特別会計の発足によりまして、陸運局及び陸運事務所で行なわれます事務のうち、検査登録関係の事務が、一般会計で取り扱われる他の事務と区分されて整理する必要があります。そういうふうなことを通してあります。このため、従来普通印紙をもって納付しておりましたいろいろな手数料のうち、この車検査登録特別会計の歳入となります自動車検査登録関係の手数は、この特別の印紙によって納付を行なうということにいたすわけでございます。このよう

な特別の印紙によって収入を一般会計と区分いたします事例は、すでに農産物検査法に基づく農産物検査印紙とか、国民年金法に基づく国民年金印紙等、他に類例のあるところでござい

ます。最後に、この法律案につきまして、昭和三十九年四月一日、新年度から施行することになっております。

これは昭和三十九年四月一日施行予定の自動車検査登録特別会計法、これは大蔵委員会のほうで御審議いただくことになっておりますが、この発足と同時に、会計手数料を改めてこれも実施いたしました。その収入といたすというところで、同時にこれを新年度から発足したいというところでござい

ます。以上が、今回御審議をいただきます道路運送車両法の一部改正に関する法律案の具体的な内容でございます。何とぞよろしく御願いいたします。

なお、本日お手元にお配りいたしました資料について、少しく説明させていただきます。

ただいま申し上げました資料の一番

目の「検査手数料の改訂案」、これはいま御説明申し上げたとおりでございます。二番目に、「手数料収入の推移と見込」、これもただいま申し上げましたとおりでございます。それから、三番目の「車検整備の推移と見込」、これも先ほど御説明申し上げたものでござい

ます。その次が、特別会計の昭和三十一年度の歳入歳出の関係でございますが、これも先ほど御説明申し上げたのとおりでございます。以下「自動車の推移」につきましてはこちらの

資料を御覧いただきます。それから、次の白い紙に刷ってござ

いますのは、自動車の種類でございます。一枚目は、自動車の種類を代表的な自動車の名前でもってわかりやすいように区別をいたして表現しております。なお、こまかい点では、大きさとエンジン等の総排気量等の差別もこれでわかりやすいようにいたしております。なお、検査あるいは登録の必要のあるものとは異なるものでございますが、大体軽自動車といいますが、これは検査は省略されております。それで、登録につきましては、大型、普通、小型

自動車は大体登録でございますが、二輪の大型のオートバイ、これは登録は省略いたしております。これが現状の車検、登録の制度でございます。

それから、その次の表は、グラフで自動車の増加の傾向をお示しいたしたものでございます。

それから、最後は、自動車の種類を写真でもってわかりやすいように一応類別いたしてまいりましたものでござい

ます。ごらんいただきますように、普通自動車と申しますのは、一般に御存じの大型のバスあるいは大型のトラッ

ク、二千cc以上のものであります。それから、大型の特殊自動車というのがブルドーザー等でございます。それから、小型の自動車は、二通りに小型が分かれておりまして、一つは、三百六十ccから二千cc以下のものでござい

まして、一般三輪トラックからセドリックとかトヨペット級に至るものがこれに入るわけでございます。それから、もう一つは、二輪の二百五十ccをこえるオートバイ、これが小型自動車に入ります。それから、軽自動車はそれ以下のものでございまして、軽自動車の上のほうの欄にありますのは、たとえばスバルとか三菱五〇〇とかいった車がこれに入るわけでございます。それから、下のほうの、二輪の少し軽いオートバイが軽自動車に入ります。それから、一番下は、農耕機等の小型特殊自動車。大体こういうふうな写真で示しますとこの種類が、車両法上区分をしてあるわけでございます。

以上、はなはだ簡単でございますが、御説明申し上げました。

○川野委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。山口丈太郎君。

○山口(丈)委員 この自動車の行政面について少しお尋ねをいたします。

まず最初に、いま各種の協会がたくさんあります。トラック協会とか乗用車協会とかいろいろの協会があるのです。これはやはり任意団体だろうと思うのですけれども、どうもこういう団体に入るといことが、これはまあいいことだと私は思うので、否定はしないの

で、御説明申し上げました。強制的に入らなければならないように陸運事務所なりあるいは陸運局から指導されているように思うのです。というのは、協会に入っていれば自動車の整備あるいは走行その他の必要報告書類、これは協会が代行してやる。協会に入っておらぬと個人で報告しなければならぬ。それはもちろん当然だろうと思うのですけれども、また協会に入ってくる者は無条件に次の検査を受ける資格がある。入ってこない、そういう手続が常時行なわれていないと、次の検査に支障を来すというやうな文書が、私も車を持っておりまして、陸運事務所から協会の発行文書と一緒に来るわけです。これはどうも受け取るほうとしては、いわば自由な立場で入るのではなくて、ある意味においては重圧感を持って協会に入らなくてはならぬというふうな感じを受けるわけですけれども、これはどうい

う行政指導をされておるのですか、ひとつ承りたいと思います。

○木村(陸)政府委員 自動車関係の各種の団体は非常にたくさんござい

ます。制度の面では、法律に基づいて、自動車関係の団体は届け出をすることになっております。なおこれが公法人の法人格を得ました場合には、公法人としての認可の申請をして認可をするという形で協会の申請をしております。協会は会員の相互の親睦あるいは連絡、会員共通の利益の増進のためにいろいろな事業をやっている。われわれとい

うしましては、一つの事業種類別、あるいは整備事業なら整備事業、これを通じまして共通のことを連絡したり指導をいたします場合に、一々一人一人の事業者に連絡をとるよりも、協会を

通じてやるのが非常に便宜でもありますので、そういう意味では協会を連絡その他の機関として活用いたしておりますが、別に協会に個々の自動車の関係者が加入することを強制いたすというふうなことはいたしておりません。ただ協会の中では、やはり会員の便宜のために、個々の人がやることをかわっている手続もしてやるということとはやっておるものであります。あくまでも会員相互の利益の増進、あるいは事業の発達のためにこの協会が存在しており、われわれはその線で指導をいたしておるのであります。

○山口(丈)委員 たいいてい答弁をされる場合にはそういう答弁になると私は思うのです。私も会員の一人ですから言うのですけれども、実際問題としてはそういう答弁を得られるのとは別な文書が出てくるわけです。それで必ずしも協会に入っても入らぬでもいいというふうな自家用車所有者の場合も、そういうものではないように文書では受けとれるのです。いま手元に持っておりませんけれども、同時に、事務所が各地の陸運事務所と同じ場所に、同じ建物の中にあたり、あるいは警察署の庁舎内に事務所が置かれたりして

おるわけです。どうも私はこういうことは、任意団体として別個にあるなら、はつきりと区分をしてやるべきではないかと思う。どうも警察の庁舎の一部にそういうものがあるとか、あるいは陸運事務所の中にトラック協会とか自家用車協会とかいろいろの協会が存在しているわけです。こういうことは、当局がどれだけ公平を期した自動車行政をおやりになっておるといたしまし

ても、社会的にも非常に誤解を生む、

また威圧感を受ける、こういうことは私はよくないと思うのです。この辺どういうぐあいにお考えになっておりますか、ひとつお聞かせ願いたいと思うのです。

○木村(陸)政府委員 もちろん当局といたしましては、協会が会員に重圧をかけて、いろいろなことをしているというふうなことはないように、十分指導いたしたいと思ひます。なお協会は会員の相互の利益の増進ということがねらいでございますので、加入されます会員も、加入されますことによつて非常に利する点が多い、われわれかように考へております。行き過ぎその他につきましても十分指導を厳重にいたしたい、かように考へております。

○山口(文)委員 そこで私は希望としてもう一点お伺いをしますが、あゝいゝ外郭団体ではないのですけれども、まあ外郭団体と目されるような団体も、そういう公的な役所の事務所と同じ居するようなことは、これはやめるように指導なさつてはどうかと思ひます。協会からこういう文書が来ているんです。検査その他についてあたかも協会員に特別のはからいがあるような文書です。もしこの協会にお入りになれば検査等においても非常に便宜が得られるが、お入りになつていなければ、検査等の手続についても、検査証の更改がめんどうでありますとか何とか、そういう文書が来る。これは私は半強制的というよりか、何か重圧感を感じます。行つてみると警察署の建物の中に事務所があつて、私間違つてこれは警察から言つてきたのかと思つて行つたんです。そうしたらそれは全然違ふのです。こちらに事務所があり

ますからというので行つてみたら、警察官のつとめている事務と並んで、あたかも警察行政を肩がわりしてやつていような感じを受ける。こういうのは私はどうかと思ひます。もう少し運用面においても別のところでやるといふ指導をされないと、どうも私は誤解を生むように思ひます。これはいかがですか。

○木村(陸)政府委員 協会の事務所を警察あるいは陸運局の事務所の中に同居しておるようなところがあるといふようなお話でございます。警察については詳細知りませんが、たしか名古屋で、警察の建物ではございませぬが、警察の建物のすぐそばに協会の事務所があるように聞いております。それから陸運事務所も実は借り賃を出して借家をしておるところもまだ多少残つております。同じ建物を協会のほうも借賃を出して一部借りておる。そこで同じ建物の中にそういう例もまだ一、二残つておりますが、ただいま申し上げましたように、陸運事務所の庁舎も最近数年間にどんだん政府の建物として新築いたしております。そういうものについてはそういうことは現在全然ございませぬ。なお検査のときに協会の会員になつていますのと、なつていないのとで、検査上の取り扱いに差をつけておるという事実はございませぬ。もちろんありとすれば、協会のほうで何かわれわれにわからないところ、で事実上そういうふうなことをやっておるかもしれない。その点をなおよく調べてみたいと思ひます。

○山口(文)委員 いろいろ繁雑な法規上の手続もありますし、それは専門家でやつてもらうことはけつこうなんです。私はこれを否定してはおらぬのですが、ただ、いま申し上げたようなことが実際にありますので、これは世間に誤解を生むことになる、やはり何か行政をされておつても、やはり何か違つた目で見るというふうな事態を招くおそれがある。私も実際にそういう重圧感を受けておりますが、そういうことのないように末端をよく指導してもらいたい。このままでは、せっかく末端で努力をしているにもかかわらず、社会からそういう目で見られる。警察官なんか聞いてみますと、こういう事務所を使うことは混同されるおそれがあるの、なるべく出てもらいたいのだけれども、居すわつちやつて出られないという苦痛を訴へているところがあります。ですから、これは陸運事務所を通じて指導してもらいたい。この乗用自動車協会とかなんか陸運事務所と同じ居している、そうすると今度はたとえばタクシーなんかの新しい免許申請があつて却下されると、何だ、業界と一つの建物の中にあつてなれ合ひばかりしておつて、新しいものの免許なんか却下されるのかということになる。こういうことはないので、ないといふ私は信じておりますけれども、そういうことは人間関係という面から考えますと、非常にその団体としては困るのだということになる。見知らぬ者が行つてその要件をそろえて申請をしても、人間関係では何といつたつて情実を排するわけにはいかな、そうすると、何だ既成業者ばかり保護しやがつて、こういういわば誤解でしようけれども、私はあえて誤解と申し上げておきますけれども、そういう

ことにになる。これでは自動車行政をいかに公平にとつても、公平とは受け取れないで苦勞することになるのです。ですからこれは早急にそういうものをなくするためには、まず第一に庁舎の整備ということが肝要でございますし、ずいぶん骨を折つておられて、兵庫県も非常にりっぱな庁舎をつくつていただいて感謝しておりますけれども、いまなお画然とした一線を引いておるといふわけにはいけません。これはひとつそういう点を早急に改めてもらつてほしいという指示はなさつておるのですか、どうですか。

○木村(陸)政府委員 協会と陸運事務所の関係につきましては、李下に冠を正さずといふことわざがあります。誤解を受けることのないように格段の注意を促しております。なお今後とも御趣旨の点を十分体しまして、指導したいと思ひます。

○山口(文)委員 それではそれはひとついまの答弁のように御指導願ふことにいたしておきます。

それからもう一つは、自動車が年々非常に勢いでふえておる。これがこの法案を提出された理由の最大の原因であります。そこで私はひとつ末端の機構についてお伺いをいたしますが、今日陸運事務所は――ほんとうを言へば陸運局でなくて陸運事務所がこまかい自動車の検査から登録、あらゆる事務を一切がつかい引き受けてやつておるわけですね。たいへんな多忙です。それは一人を取り扱う件数というものはものすごく多い。そこで人員の不足を非常に訴へて、私が行きますと、人

員のことを言つて、先生、このありさまを見てまともな業務ができると思われませんかと幹部の人が言うのです。これじゃどうにもなりませんと言ふのですが、一体陸運事務所の、これは前の国会からいろいろ言つておつたのですけれども、増員の点についてはどういふことになつておるのですか。増員というものが、焼け石に水といひますか、事務量がふえるのに一向に並行しておらぬ。むしろいまの事務量はオーバーしているのですから、人員をプラスするだけでは、とてもじゃないが、事務の簡素化といふことはできません。ですからもう少しこの人員をふやしていくという方向をとつてもらはなければならぬのですが、今年度の計画はどういうことですか。

○木村(陸)政府委員 陸運事務所の事務量の増加が非常に激しいのに比べまして、人員がどうしても思うように増加ができないといふことは、私たちも年々悩んでおります。毎年の予算時期に、国会の皆さんのお力も得まして、いろいろ努力をいたしておりますが、こつと政府の方針をいたしまして、業務量の増加だけをもちつて人員増加は考えないという方針でございますので、その下でこつと現場事務の増加といふものにつつましては、例外的に毎年多少の人員はもつてきておりますが、百名にも達しない毎年の増加でございます。そこで今回御審議をいただきます特別会計が来年から実施になりますと、人員の面におきまして、この特別会計の中で人件費を負担することになりますので、一般会計とはかなり弾力性を持つて人員増加も考えられるというふうに、大蔵省

との折衝におきましてもわれわれは感じておるわけでありませう。したがって、今後は従来よりも人員の確保もよほど希望が持てるのではないかと、かように考えております。三十九年度におきましては、とりあえず八十名の増加を認めてもらっておりますが、四十年以降につきましては、さらにこれをふやしていききたい、かように考えております。

○山口(文)委員 いま局長の答弁では自動車の検査に充てるべき人員は特別会計によってふやされるということであつて、登録あるいは免許その他必要な日常業務の人員がこれではふえないのではないかと、もしいまの答弁の裏を考えると、えたりかしこして、この特別会計が創設されれば、そのほうばかりまたおんぶして、そうして大蔵省は予算を認めない、したがって日常業務の人員がふやせない、こういうことになれば下部のほうではたいへん困るわけですが、この関連は一体どういうことになりませうか。

○木村(陸)政府委員 今回の特別会計の対象になりますのが検査と登録で両方含めておりますので、検査と登録に關する限りは、特別会計というふうにして、人員の確保も今後いままでよりはよくなるという私たちは希望を持っております。その他の許認可等の一般行政事務につきましては、従来とも要員の確保がほとんどできておりませう。この点につきましては、今後とも単純な業務量の増加による増員ということがなかなか政府としても困難ではなからうかと思ひます。しかし、努力はいたしますが、さしあたって検査、登録のほうで少しでも従来より人

員がふえますと、その関係で管理業務の方面につきましても、いままで検査、登録のほうの負担を非常に多くかぶつておつたのが、これによって多少緩和されれば、その影響は管理方面にもある程度はあらわれてくるのではないかと、まあその辺のできる範囲内の彼此融通ということは今後とも考えたい、かように考えております。

○山口(文)委員 これは大蔵省のわなにひつかかつてはいかぬと思うのです。ガソリン税を目的税にしたために、いつもわなにひつかかつています。私はあのとき言うたんですよ。これは大蔵省のわなだ、こんなことをすれば道路の経費は一般会計から逃げるようになりますと言つたら、いや、いや、そんなことはない、半分半分にやるんだと政府がそのときに公約したのである。ところが、今日はどうです。どんだんガソリン税ばかりにたよつて、一般会計からさっぱり道路経費というものを削ぎ去つてくれない。だんだん比率が減つてくる。こういう調子でやられたら、今度は一般業務の検査場の整備なり検査要員の確保というやうな面にだけこれが使われて、一般会計からの負担が軽くなる。軽くなった分だけはその一般業務のほうに回して、その内容を整備するなり、そういうことに向けるんだ、こういうふうに分がでるのかという、それはできないでしよう。そうならどうでしょう。また大蔵省のわなにひつかかつて苦しむ。それは役人だけの問題じゃないのです。とにかく自動車登録にしたって、悪いければ十里も二十里ものところへ行つて、そして混雑のためその日に手続ができない。そのために泊まりがけ

で二日がかりということになる。こんなことでは公衆に迷惑がかかるわけですよ。ですから、それを排除するやうにしなればいけない。これは運輸大臣、あなたは閣議などでどういうふうなやられたんですか。これは局長以下の事務的な問題じゃないですよ。どういうぐあいに話し合ひになつてゐるんですか。約束がどうもわれわれには信用ができない、どうですか。

○綾部国務大臣 山口さんのおっしゃること、私も痛感いたしますので、予算折衝の過程におきまして、閣議では一々こういう問題について具体的な論議はありませんが、大体論じたいし、日本に於いて私もおっしゃるやうなものと、あなたのおっしゃるやうなものにつきまして、なかなか思うやうにいかぬことを私はたいへん遺憾に存じております。

○山口(文)委員 それだけでは困るのですよ。いま言ったやうなわながひそんでゐるのじゃないかと思うのです。これは特別会計を創設するということがなると、充実したければ検査料金を上げなさいといつて大蔵省はうそをいひまわす。そうすると、だんだん公衆の負担が多くなつてくる。協会でも相当のものを取られてゐるのです。その上また検査代はだんだん上がつてゐる。運輸行政はあなたも自動車を持つてゐる者だけの責任でまかなわなければならぬという結果になる。そういうことでは困るのです。ですから、そこはしっかりとくぎをさしておかないといけません。運輸大臣、あなたはどうか、うぐあいにされたのですか、閣議での内容をひとつ言うて下さい。

○綾部国務大臣 閣議では、さつき申しましたやうに、個々の具体的な内容については論議されませんでした。ただ、予算の折衝の過程におきまして、私もまた皆さま方の御支援を得まして、そういう方向に極力主張いたしておるのです。何ぶんにも予算をきめる権限が大蔵省にあるために思うやうにいかぬというところは、非常に遺憾に存じておりますが、現状はただいま私が申し上げたやうなものが実情でございます。

○山口(文)委員 これはまた後日質問をするにしまして保留しておきますが、これは運輸大臣、この法案を審議するにあつてわれわれの重要なポイントですから、何らかの約束でございませう。そうでなければ、こんなものはひいては自動車行政に大へんな障害になりますよ。そんな障害になるやうなことをいまからあらかじめ内蔵しておるのかかわらず、こんなものを承認するわけにはいかぬ。大へんなことで、そんな軽率なことではこんな法案を出されたら大へんなことですよ。私は運輸行政を思うから言うのであつて、何もなわ張りして予算をよけい取れ、取り合ひをせいのと、そんなことを言うておるのではない。それで収入が足りませぬからできないという、そんな答弁をされたんではたまつたものでない。二年、三年後には必ずそういう答弁になるやうに私は思う。ですから、いまからそういうことのないやうにしてもらいたい。自動車局長が何ばねじはち巻きできめても、どうにもならぬことです。これは大蔵省も来てもらつた上ではつきりしたいと思うのですが、これは運輸大臣、あなたはよ

ほどしつかりしたことを取りきめてもらわなければ困りますよ。当面のことだけではほんとうに困ります。ですから、これは質問を保留しておきます。それに對処するだけのものを運輸大臣はいわゆる政治問題として結末をつけよう。

それから一つお尋ねしますが、自動車の路上の放置ということがやましく言われておるわけですが、私は青山宿舎ですが、このごろは帰ると、青山一丁目からずっと駐車禁止になつておるが、道の両側はまるきり露天駐車場に変わつておる。自動車が一ぱいですよ。自家用車なり各種の自動車を登録するときに、ああいうことのないやうに、ちゃんと車庫の保有を確認しなければ自動車は持てないことになつておるのです。にもかかわらず、ああいうことになるというのは、さてもふしぎだといふことになるわけですよ。車庫確認はどんなふうになつておるのですか。自動車があつて多くなつては困るというので、形式的に軒先だけでも多少面積があればよいということにしたところですが、実際にはそれは見せかけだけで、駐車場に使用できる場所ではないけれども、場所さえあればいい、こういうことではないのか。何かそこに解決する方法はないものか。国営のものをつくつて安い駐車料金でやつてやるとかなんとか救済の道がないだらうか。自動車を取り上げられては困るのですが、自動車保有の立場から何とか救済の措置がないものか。懲罰するのが能くありませんので、そういう行政面はどういうお考えか、ひとつ運輸大臣から答弁をしていただきたい。

○木村(陸)政府委員 事務的な問題も

だいがございしますので、私から一応答弁させていただきます。

前々国会に自動車車の庫庫の確保に関する法律というのを御審議いただきまして、法律ができたわけでありまして、それによりまして、大体六大都市におきましては、車庫を持たなければ車が持てないということ、それから路上におきまして、長時間にわたって駐車はいけないというこの法律ができた。それに基づきまして、これは交通取り締まりの警察の係でございまして、路上の車の放置の取り締まりと同時に、車庫を確保に持たす二本立ての駐車をなすべくなくするということ、過去一年の間にかなり実績は上げておりますが、まだごらんのとおり路上の放置も見受けられます。今回さらにこの適用範囲を広げまして、人口三十万以上の都市については一律にこの法律を適用させるということで、五月一日から施行をいたすことになっております。これはかなり根気よく、きめこまかく指導してまいっていきまさんと、一朝一夕にはなかなか解決できませんし、警察当局も一生懸命力を入れておりますが、何しろ車のふえ方が非常に多いものですから、成果は目立つほどはまだあがっておりませんけれども、一年間の間にはかなりの数字の上では成果が出ております。今後さらにこれは徹底いたすように、警察にも連絡をとるつもりでございまして、

○肥田委員 関連して、いまの自動車の路上放置の係とよく似た問題でひとつお聞きしておきたいと思つて、これは例の小運送をやっておりますトラックがありますね。最近このト

ラック業者が非常にふえてきてまして、これがいろいろと事情はあるようですけれども、いわゆる荷物の積みおろしをするところの場所、それから運送の事業をやっておる事務所、これが違う場合に、車庫の場合に、そこで事業をやっておると、そこが積みおろしの場所になって、あまり問題はないのですね、Aの場所に車庫を持っておつて、そしてBの場所を自宅にしておる。主としてその自宅が事業の取り扱ひ場所になっておる。こういう形態で事業をやっておる業者がおります。

そうすると、車庫へ車を入れないのはほんとうに夜だけだ。そのほとんどは自宅であり、事業所であり、事務所であるところのその場所にトラックが全部集結をする。そして、そこで文句を言われると、とにかくその周囲、路上にそのまま放置しておいて、そして注文が来ると、そこへ荷物を取りに行く。そして荷物を運搬するとまた帰ってきて、その事務所のあたりに駐車をしておく。こういう形態の事業をやっておるところがあります。これはいま山口委員からお話のあった路上放置というもののより、もっとそれが直接そういうことでその場所を営業の場所に使つておるといふ性質のものだと思つて、こゝろの場所の取り締まりは、ただ単に警察の道路交通法上の取り締まりだけではなしに、事業所の取り締まりという場合にはどういふふうな処置を講ぜられておられますか。

○木村(睦)政府委員 トラック運送業者が荷物を扱います場合には、荷物の積みおろし場所等適当な施設を必要といたしております。これらの施設があるかどうかということを許可なり認

可のときによく審査いたしております。それにいたしまして、つい便利なものですから、道ばたで荷物の積みおろしをやるということとはよくあるの

でございます。事実がはつきりいたしておりますが、これもやはり道路交通取り締まりの一環といたしまして、先ほど申し上げました車庫規制に関する法律の中で、あるいは道路交通法におきまして、ただ単に積みおろしのため

○肥田委員 一つの例を具体的に申し上げます、自分の家、いや同時に事務所です。そこに持っていくって何々運送と書いた看板を掲げておつたので、それがいつの間にか看板を取りはずしました。これはただ単に道路交通法の取り締まりの係だけではな

のと車庫というものはおのずからスペースのあるところでないければ扱ひをさせないというふうな形にしない

と、もしそういう法的な処置、たとえば通達できるものならば、そのような形にしたらわらないと困る。このごろ例の長いボデーのトラックがありまして、しかもこれは三輪形態のものが多

○木村(睦)政府委員 営業所と車庫等につきましては、免許あるいは認可の場合に、道路交通法あるいは建築基準条例等によりまして、たとえば道路の十字路から何メートル以上離れてい

は具体的に道路の一部を使って継続的にそこを荷物の積みおろし場所に使うというふうな場合があります場合に、これを発見した場合には注意いた

してあります。ただ分散的に、どうしてもトラックでございまして、路傍にとめて荷物の積みおろしを一時的にはやるということもやむを得ない場合もあります。ただそれが交通に支障を起さないように、駐車時間等につ

○山口(文)委員 そこでさらに私は継続してお伺いしますが、御承知のとおり、各地に有料駐車場ができておる。しかも道路公園などの政府の外郭機関等の投資でつくつておるような駐車場がありますけれども、一向に利用者が

一時間当たりもつと低廉な、百円以下、そういう安易に利用できるような駐車場を数多くつくらせる。それに対しては低金利融資をやつてやるなり、あるいは補助するなり、あるいは公営の、都道府県が所管をしてそれに交付金をやるなり、そういうことにして、もつと低廉な料金で簡単に利用できるような駐車場をたくさんつくつてやる、こういう行政措置を私はとるべきではないかと思うのですが、これはどういふふうに指導されていますか。

○木村(陸)政府委員 駐車場の関係は、駐車場法によりまして建設大臣の所管になっておりますので、私最終的に責任を持つたお答えは困難でございますが、連絡等によりまして私の知っております範囲で申し上げますと、何しろ土一升、金一升のところへ駐車場が必要なのでございますので、相当駐車場の料金も高く取らなければやっていけないのが実情のようでございす。したがって、私人の駐車場事業のほかに公営的なものも大いに奨励しておるようでございます。たとえば首都高速道路公団が高速道路の下を相当広く駐車場につくつて経営をすること、そういう指導の面もやっておりますが、それから立地化によりまして、地価の高いのが少しでも駐車場料金にはね返らないようにする措置も考えておるようでございます。なお反面幾ら駐車場ができました、道路上で駐車規制、駐車制限というものが厳重に行なわれません、道路上ではただで幾らでも駐車できるということになりまして、なかなか路上駐車ということもなくならないのじゃないかと思ひます。そういう点につきましても、建設

省なりあるいは警察当局とわれわれとは常に連絡を密接にいたしまして、逐次適当な措置を強化していくようには相談してまいっております。

○山口(文)委員 いまの局長の御答弁を了解せぬではありませんが、その中にいわゆる路上駐車禁止を強化する、そうすればやむを得ずモータープールを利用するようになるだろう、こういうお話ですが、それと、そうすると、自動車を持つ者は地獄になるのです。路上へ駐車してはいけない、そしてモータープールへ持つていけばばらばら金をとられる、それじゃさっぱり困るのです。ですから道路上へ駐車するのを厳重にするのなら、いま申しましたように、駐車についての月の取りきめも二万円、三万円というでつかいことを言っていますが、そんなことじゃとてもじゃないが利用できませんよ。今日自家用自動車は、普通でいって、燃料代、修繕費、税金、協会費、その他損害賠償保険などを加えますと、自動車の運転手の給料は別にしても、少なくとも七、八万円要りますね。その上自動車の運転手が払低してきますから、どうしても四万円以下じゃ来ませんわ。そうすると、少なくとも十三、四万円かかってしまう。その上にまた一カ月分のモータープールに払う代金が三万も五万もとられたのでは、そんなものを利用せよといつてもそれは無理ですよ。少なくとも月に二、三千円以下、時間で百円以下というようなのもつと安易に利用できるようなモータープールを公営でやる。これはとてもじゃないが、私の経営じゃ企業採算はとれませんよ。とれないけれども、そういうものをまづつくつておいてか

ら規制してくれないと困るのです。そうでなければ行政上無責任だということになりますね。ですからこれはやはり運輸省が率先してそういう保護を加えてやって、規制は厳重にやってよろしい。やってよろしいけれども、それと並行して、何か救済の道を講じておいてからやらないと、救済の道なしに規制だけを厳重にやるということになると、自動車はどこかにつり上げておかぬことには置き場がない。これはぜひそういう指導をすべきじゃないかと思ふのですが、これはいかがですか。

○木村(陸)政府委員 御趣旨の点はよくわかるのであります、駐車規制が早急に厳格なものが実施できないのも、やはり駐車場の整備と関連がありますので、時間をかけてやっておるような状況でございます。よくわかりますので、関係各省とも十分その点の連絡をとりたいと思ひます。

○山口(文)委員 それからもう一つ、私は思うのですけれども、これは建設省の所管で建築法で厳重になっておるようですが、駐車場と事務所または居住の場所は、火災の危険ということでは規制されて、併用できないことになっておりますね。一般建築物と駐車場、たとえば一階を駐車場にして、その上に事務所なりあるいは住宅を建てるとか、商店を設けるとか、そういう併設はできない。これがまた一つの緩和を阻害しているんじゃないかと思ふのです。自動車の火災なんというものは、前の木炭車とか何かでやつた場合には、いろいろ出火事件等はありませんけれども、ガソリンや燃料が近代化した今日では、自動車自体からの火災なんというものは非常に少ない。ところが、上のほうで焼けて、そのために、下にガソリンをかかえておる自動車に延焼する、それで火災を大きくする、こういう懸念があるためだと私は思うのですけれども、これをもつとその構造を厳重に検査をして、そして火事の延焼を防げるようにすれば、この併設をしてもいいのではないかと、そういうふうな少し緩和をしてやらないか、そうではないかと私は思ふのです。これは建設省の関係にもなりますが、運輸省でそういうものの研究をされたことがありませんか。この二点についてひとつお伺いしたい。

○木村(陸)政府委員 建設関係のことでございますので、専門外でございますが、そういうふうな問題については、いろいろ議論はしておりますが、何しろ所管も違ひますので、御趣旨の点も建設省によく話をしてみたいと思ひます。

○山口(文)委員 駐車場はこのくらいにして、これはいづれ建設省にも出席をしてもらつて、そういう対策についてひとつ十分に意見をかわしたいと思ひ思つております。

そこで、今度は検査と自動車の関係でありますけれども、さきに言いましたように、協会に自家用車が入つていくということによっていろいろ便宜があります。検査上の便宜でなくて、日常生活上の便宜のあることが私は非常に大きいと思ひます。ところが問題は今日やかましくいわれてはいる白タク問題です。かないません。どうにもこのほうで許可をもらつて大手で営業しているのか、白タクのほうが正当でやっておるのか、わからぬです。営業

車のほうが小さくなって片すみのほうにおる。傍若無人に白タクのほうはやってゐる。これは欠陥はいろいろあります。やはりもつと、業者にはおこられるかもしれないが、自由に営業をやりたいというものにまずはけ口を開いてやるということが、こういうものを防ぐ最大の方法だ。前国会でも私は申し上げたのであります、こういうものを防ぐために、承るところによると、個人タクシーを非常にふやすというふうな方向に向けられておるようでありまして、これはいいか、そうで、個人タクシーの増車の認可の方向は。

○木村(陸)政府委員 個人タクシーにつきましては、こゝ二、三年来逐次増加の方針をとつてまいっております。東京都におきましても、新しく車をふやします場合には、新規の事業者といつたしましては個人タクシーをふやすことに重点を置いてやっております。そういうふうな関係で、現在すでに東京都内におきましては個人タクシーが四千八百人近くになっております。なお今年じゅうに六千両ばかりふやす予定であります、それも個人タクシーの条件に合う者は、条件に合ひええしたら認めていくという方針をとつております。

○山口(文)委員 聞くところによると、個人タクシーの増車の問題については、行政管理局あたりから非常に強い勧告があつて、ようやくその条件を多少ゆるめていくというように運輸省は踏み切られた、こういうことを聞いておるのですけれども、タクシーの個人免許に対して従来から非常にきびしい規制があつた。私は野放しにせいと

が、上のほうが焼けて、そのために、下にガソリンをかかえておる自動車に延焼する、それで火災を大きくする、こういう懸念があるためだと私は思うのですけれども、これをもつとその構造を厳重に検査をして、そして火事の延焼を防げるようにすれば、この併設をしてもいいのではないかと、そういうふうな少し緩和をしてやらないか、そうではないかと私は思ふのです。これは建設省の関係にもなりますが、運輸省でそういうものの研究をされたことがありませんか。この二点についてひとつお伺いしたい。

○木村(陸)政府委員 建設関係のことでございますので、専門外でございますが、そういうふうな問題については、いろいろ議論はしておりますが、何しろ所管も違ひますので、御趣旨の点も建設省によく話をしてみたいと思ひます。

○山口(文)委員 聞くところによると、個人タクシーの増車の問題については、行政管理局あたりから非常に強い勧告があつて、ようやくその条件を多少ゆるめていくというように運輸省は踏み切られた、こういうことを聞いておるのですけれども、タクシーの個人免許に対して従来から非常にきびしい規制があつた。私は野放しにせいと

言うのじゃないから、誤解のないようにしてもらいたいのですが、年齢、免許修得後の経過年数等について、あるいは免許をした走行キロの規制について、非常にきびしい過ぎる。もう少しゆるめていいんじゃないかと私は思うのですけれども、これは方針はいかがですか。

○木村(陸)政府委員 個人タクシーは三年ほど前に新しく認めた制度でございますので、制度の当初にあつては非常に厳重に条件をきびしくやっていた。その後の個人タクシーの稼働の状況等を考えまして、必要と認められる限度におきましては、多少そういった条件も緩和してまいってきつておりますが、個人タクシーの評判が非常に悪いというところは、条件がきびしいということと非常に強いつながりがある問題でございます。私たちはその点も十分考えながら、いい個人タクシーを今後ともふやしていくという方向でまいりたい、かように考えております。

○山口(文)委員 そこで私は現在の乗車拒否の問題と関連をしてお伺いをいたしますが、個人タクシーは乗車拒否などやると免許を取り消されるのではないかと、そのようなことで、非常に成績がよろしい。全然乗車拒否なんていうのには私があつたことはございません。ところが、会社タクシーのほうには始終乗車拒否にあいつめなのですよ。これはどういふことなんでしょうか。会社タクシーのほうは乗車拒否をやらぬで個人タクシーのほうは乗車拒否をやるのだった話はある、個人経営ですか。ところが、会社の経営のタクシーは乗車拒否をやる。個人タクシーのほうは乗車拒否をやらぬ。これはどういふことなんでしょうか。これはどういふことが起こっているのですね。乗車拒否ということは結局料金の不正徴収ということになる。それと続いているのです。非常に行政監督上むづかしい話ですけれども、どういふぐあいに指導されているのですか。こんな乗車拒否をやるような車は、ナンバーがちゃんとわかつて会社名がわかるのですから、わかり次第、そういうことを何回やればその会社の台数を減らすぞというくらい厳重にやったらどうですか。それができぬというなら、全部個人タクシーにしてしまふ、極端に言う。けれども、そんなことはできません。できないけれども、そのくらいに思いますよ。ですから、少なくともそういう乗車拒否をやるということは、料金の不正をやっていることに通じているのですよ。ですから、もしそういうことを発見すれば、これは車の営業権を停止するなり、あるいは減車するなり、このくらいにきびしい規制をやるべきだと思つていますが、どうですか。

○木村(陸)政府委員 乗車拒否問題は非常にわれわれも頭を悩ましておるわけでございますが、原因といたしましては、いろいろ考えられます。四つばかりありますが、一つは、運転手が非常に不足しておるために、平素であればこういうたちの悪い運転手は雇わないうというふうな点もございまして、それから車の需要供給の開きが大きいために、お客のほうが多い。そこでできるだけいい客を選んでおつても十分商売になるというふうな点もあろうかと思

います。それから運転手の待遇あるいは労務管理、そういう面においても環境がよくないというふうな点もあろうかと思つております。運転手の不足につきましては、これは運転手の労務管理等とも関連がある問題でございます。いまこの点につきましては業界のほうでも運転手の養成に努力をさしておりますし、それから運転免許につきまして警察とも現在相談をいたしておりますが、二種免許というものの制度につきましては、運行の安全を害しないという範囲内で何かいい方法はないであらうかということも目下検討いたしております。それから車の不足につきましては、一昨年来大都会におきております。ことに東京では、昨年は約四千台ですが、この計画では六千台近くも増車したい、こういうふうな運輸省のほうでも方針を立てておりますし、また車をふやしますと、一方運転手が一両について二人以上要することになりますので、相当多数の運転手が必要とします。そうするとさらに運転手の入手難で、いわば程度の低い乗務員もやむを得ず使うということもイタチごっこになるおそれもありまして、この点はわれわれ非常に悩んでおる点でございます。しかし、ともかくも車の足りないことは、利用者のために何とかしなければならぬ。そこで運転手の確保ということに十分見込みが立つものから増車を認めていくように措置をいたしたいと思つております。

それから個人タクシーに乗車拒否が少ない、営業車に多いという問題でございます。個人タクシーでも実は遺憾

ながら乗車拒否の事例もあるのです。ただ個人タクシーは年齢が大体四十歳以上ということになっておりますので、この点は特に個人タクシーの場合と営業会社の車の場合とで乗車拒否等の問題について非常に開きがある大きな原因ではないかと思つてます。乗車拒否につきまして文書あるいは電話等で申告のあるものにつきましては、陸運局で逐一調べて処分をいたしておるのでございますが、法人会社の乗車拒否をやるような運転手も、年齢が四十歳以上というものはほとんどございませぬ。個人タクシーはまさに四十歳以上のものでございまして、法人でもその程度の年配の運転手ですと、やはりそういうふうなことはやらないといふふうなうちにわれわれは考えておりますので、その点が大きな違いではないかと思つてます。

それから乗車拒否の事実につきましては、警察も非常に協力してくれておりまして、取り締まりは厳重にやっておりますが、何しろその瞬間の違反でございまして、乗車拒否を受けられた方からの申告その他、その後の協力を得ませんと的確な処分ができないわけ、極力協力を要請しておるわけでございますが、三十八年中に乗車拒否等のために車の使用停止処分を東京の陸運局でいたしたものが約百五十件ばかりございまして、事実の判明し、処分のはつきりするものにつきましては、厳重な処分をいたしております。

○山口(文)委員 これは局長の言われるように非常にむづかしい問題なんです。ところが、ある東京の一、二を争うくらいの大企業会社——社名は言いませんが、その会社の運転手は、ある

ところから乗ろうとしたら、距離が近いからだめだと言つて乗せてくれないのです。それで車番、会社名まで私はちゃんとメモしてすぐその会社へ電話をかけたのです。そうしたら、そんな車番の車の運転手は私どもにはおりません、こういうそつけない返事です。めっちゃくちゃです。それで名前を言つたんですけれども代議士でないと思つて、ほろくそに言うのです。これは一般の被害は甚大ですよ。だから処分をやるならもっと厳重にやるべきで、乗車拒否をした運転手は運転免許証にちゃんと記入するなりなんなりして、それを三回もやれば何日間か業務停止をやる。このくらいのことはやってもいいのです。それはなるほど営業は自由ですよ。向こうさんの自由ですから、あきませんと言われたらどうにもいたしかたない。それで口を開けば、これも一つの公共事業です、こう言うのです。病人なんか出て、さあ近くだから行つてくれと言つても、いや、あかと言われたのじゃ、これはたいへんなことになる。あるいは急用ができた、そこは近くだけれども、自動車を飛ばしていかなければならぬときに、あきませんと言われたら、これは口で公共事業だと言いがら、公共事業じゃありませんよ。こんなことは私はもつと厳重な行政指導をやるべきだと思つていますが、これについてもっと強化していかれるつもりかどうか承りたいのと、それから白タクの問題です。いま言つたように、営業車がすみにおつてずつとまわりに白タクが威張つてるところがあるのです。これは警察でも、営業上の問題ですから運輸省から通達があればできませんよ

と、ところから乗ろうとしたら、距離が近いからだめだと言つて乗せてくれないのです。それで車番、会社名まで私はちゃんとメモしてすぐその会社へ電話をかけたのです。そうしたら、そんな車番の車の運転手は私どもにはおりません、こういうそつけない返事です。めっちゃくちゃです。それで名前を言つたんですけれども代議士でないと思つて、ほろくそに言うのです。これは一般の被害は甚大ですよ。だから処分をやるならもっと厳重にやるべきで、乗車拒否をした運転手は運転免許証にちゃんと記入するなりなんなりして、それを三回もやれば何日間か業務停止をやる。このくらいのことはやってもいいのです。それはなるほど営業は自由ですよ。向こうさんの自由ですから、あきませんと言われたらどうにもいたしかたない。それで口を開けば、これも一つの公共事業です、こう言うのです。病人なんか出て、さあ近くだから行つてくれと言つても、いや、あかと言われたのじゃ、これはたいへんなことになる。あるいは急用ができた、そこは近くだけれども、自動車を飛ばしていかなければならぬときに、あきませんと言われたら、これは口で公共事業だと言いがら、公共事業じゃありませんよ。こんなことは私はもつと厳重な行政指導をやるべきだと思つていますが、これについてもっと強化していかれるつもりかどうか承りたいのと、それから白タクの問題です。いま言つたように、営業車がすみにおつてずつとまわりに白タクが威張つてるところがあるのです。これは警察でも、営業上の問題ですから運輸省から通達があればできませんよ

と、ところから乗ろうとしたら、距離が近いからだめだと言つて乗せてくれないのです。それで車番、会社名まで私はちゃんとメモしてすぐその会社へ電話をかけたのです。そうしたら、そんな車番の車の運転手は私どもにはおりません、こういうそつけない返事です。めっちゃくちゃです。それで名前を言つたんですけれども代議士でないと思つて、ほろくそに言うのです。これは一般の被害は甚大ですよ。だから処分をやるならもっと厳重にやるべきで、乗車拒否をした運転手は運転免許証にちゃんと記入するなりなんなりして、それを三回もやれば何日間か業務停止をやる。このくらいのことはやってもいいのです。それはなるほど営業は自由ですよ。向こうさんの自由ですから、あきませんと言われたらどうにもいたしかたない。それで口を開けば、これも一つの公共事業です、こう言うのです。病人なんか出て、さあ近くだから行つてくれと言つても、いや、あかと言われたのじゃ、これはたいへんなことになる。あるいは急用ができた、そこは近くだけれども、自動車を飛ばしていかなければならぬときに、あきませんと言われたら、これは口で公共事業だと言いがら、公共事業じゃありませんよ。こんなことは私はもつと厳重な行政指導をやるべきだと思つていますが、これについてもっと強化していかれるつもりかどうか承りたいのと、それから白タクの問題です。いま言つたように、営業車がすみにおつてずつとまわりに白タクが威張つてるところがあるのです。これは警察でも、営業上の問題ですから運輸省から通達があればできませんよ

と言ふのです。どうにもこうにもならないのです。私がこう言ふと、あいつは代議士だが、社会党の代議士はおれたちが白タクをやつたつてよもや文句は言いません、こういうことを大きな聞こえるような声で言う。ほんとうにめっちゃです。そういうものは必ず暴力団とか何とかいう——そういうことは言いませんが、そういう動きをするような、人に威圧感を加えるような団体が必要というところというところとも言えるわけです。ですから、その人間が検査を受けにいったつて、検査をしないというくらいいって、厳重に規制してもらわねと、あぶなくて普通の運転手はおれませんよ。ぶんなぐられてたつて泣き寝入りですよ。こんなひどいやり方というのはあるものじゃないかと思うのですが、これはいかがですか。

○木村(陸)政府委員 白タクの問題でございすが、確かにいまだ白タクは相当たくさんございす。お話ではございしましたが、警察当局も白タクの取り締まりには非常に力を入れてくれております。特に最近暴力化の傾向もございすので、その点は警察は特に重視してやつてくれている状況でございす。いま検査のときというお話でもございすが、検査はその車の性能なりの検査でございすので、その車をだれが使うかというのを主体にしてはちよつと検査の合格、非合格をきめるわけにはまいらないのであります。またもとも白タクというものは違法でございすし、これは正規の運送事業者でございせんので、取り締まるということ以外には方法がない

のじゃないかと思つております。

それから乗車拒否につきましても、たとえば乗車拒否の者については運転免許を取り消したという意見もすでに二年ほど前から議論をしてきたのでございすが、自動車の運転免許は技術、技能の検定でございすので、法律的に問題がございまして、そのうまいかない点がございす。ただ乗車拒否をいたします場合には、運転手本人もそうですが、やはり会社の経営者のほうにも非常に責任がございす。したがつて、この点につきましても、処分を通じあるいは労務管理を通じまして、経営者の指導監督を今後とも十分に統括していきたいと考えておりまして、逐次処分等につきましても強化の方向をとつております。

○山口(文)委員 いまの答弁の範囲を越えての意見を言つても、これは私も無理だと思ひますから言ひませぬけれども、しかし法の欠陥があるというのなら、もう少し処分のできるような法律によつてはぶつそうで、どうにもなりませぬよ。客を奪い去つていくというやうな状態です。これはあまりにもひどいと思ひますので、もっと査察制度を強化してほしい。ただ処分をせよ、処分をせよと言つたつて、処分ばかりが能いじゃないので、大体犯罪を予防するということに主眼が置かれていて私は思ひます。予防するために査察官などの、乗車拒否もしくは白タク営業等を行なう者についての街頭査察制度をもつと強くしてもらふ、そうしてその行政上遺憾なきを期していただき

い。警察で処分するということができればあります。行政指導で処分もできるわけですよ。たとえば白タクをやつておる現場をつかまれば、それは運転手がやつておるので、車がやつておるわけではないのですから、運転手の免許を取り消すなり、そういうことは行政処分のできるわけですから、そのために何といつても出先機関の人員を強化することが必要ですよ。運輸大臣、運輸省は他の官庁に比して、いつも言うのですけれども、予算から何から少なくてさつぱりなつていませぬ。だから一線の連中というものはほんとうに気の毒ですよ。だからもっと陸運事務所なりなんの人員を強化して、行政指導に当たり得るような態勢をとることが今日必要だと思ひます。警察ばかりに処分せよ、処分せよと言ひよりも、行政指導であやまちのないやうにしてやる、犯罪がないやうにやる、これが私は政治だと思ひます。だから運輸大臣、画期的に出先機関を拡充する御意思はありませぬか。

○磯部国務大臣 あなたの言ひは、ことごとくともです。そういうことは私は一生懸命やつております。○山口(文)委員 もう一問でやめませうけれども、これは局長、陸運事務所の職員はかわいそうだと思ひます。あなたはよく知つておられると思うから、もっと陸運事務所の人員をふやしてくださる。ふやしてもらわねと、公衆が迷惑します。街頭の指導にしても、一般の管理業務にしても、これはかないませぬ。行つたら、自動車が一ぱいましてまた行かなければならぬ。泊まつてまた行かなければならぬ。こんなやり方はむちゃくちゃですよ。陸

運事務所の職員連中というのはほんまに血眼ですよ。月末の登録が殺倒するときは、目がまっかになつておる。先生、何とかならぬのですかと云つてゐる。ほんとに痛切な、ただ単なる人よこせ問題じゃないですよ。こんなところをそのままにしておいては人道上の問題でもあるし、公衆の利益のために重大な問題であるから、十分に業務がやれるやうにやつてもらひたい。これは事務的にいつても要求せなければならぬと思ひますのでありますが、そういう問題について、局長、どうですか。

○木村(陸)政府委員 私も現場をたびたび見まして、実情はよくわかつております。一番難点でございす人員の増加でございすが、実はそういうことも考えまして、今回の特別会計に踏み切つたわけでございます。もともと一般予算との関係で大蔵当局としては特別会計はあまり好まないわけでありまして、陸運事務所の実情を訴えまして、整備施設の充実なり、人員の増加でどうしても一策を立てなければならぬということ、了承を求めて特別会計に踏み切つたわけでございます。で、今後は徐々に人員の充実もいまよりかより一そう改善されていく期待を持って、実はわれわれこの法案を提出したわけでございます。御鞭撻いただきまして、まことに感謝いたしておりますが、その線に沿つてこの特別会計を運用していきたい、かように考えております。

○山口(文)委員 ただいま答弁がありましたように、この問題については、大蔵省、それから建設省等にも関連がございすので、それらの点について

は、連合審査なりその他の方法によつて十分に運輸行政の末端の、いままで質問してきたようなことについて認識を改めてもらわなければいかぬし、考えも変えてもらわなければいかぬので、すから、そういう点を私は保留して、きょうはこれで一応質問を終わりたいと思ひます。

○川野委員長 次会は、来たる二十五日火曜日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会